工業統計調査を実施します

従業員数が4人以上の製造事業所を対象に、6月1 日時点での工業統計調査を実施します。



□ 工業統計調査

我が国における工業の実態を明らかにすることを目的に、 総務省・経済産業省が実施する調査。統計法に基づき報 告義務があります。

調査結果は、中小企業施策や地域振興など、国お よび地域行政施策のための基礎資料として利活用さ れます。調査票に記入した内容を統計作成の目的以 外に使用することはありません。

5月中旬から調査員による訪問、または郵送で調査 書類の配布を行いますので、ご協力をお願いします。 ※回答はインターネットでも可能です。

問政策企画課 企画調整係 担当:仲増 ☎・お太助フォン 42-5612 월 42-4376

ため池の状況を確認してください

ため池は先人たちが農業用水の確保に苦労した証し です。歴史が長いものも多く、誰がいつ、どんな風にし て作ったか分かっていないものも少なくありません。

ため池の癖 (特徴) を把握し、最善に保てるよう以下 の項目を参考に日頃から管理、確認をしてください。

■災害に繋がる危険性

- □洪水吐に土のうを積んでないか
- □ため池や洪水吐に土砂やゴミが堆積していないか
- □堤体上流法面や洪水吐流入部付近に流木、枯れ 枝、竹、ゴミがないか

■緊急時の対応に支障

□堤体や管理用道路が見えないほど草木や竹が茂っ ていないか

■老朽化のシグナル

- □堤体の一部が沈下したり、せり出たりしていないか
- □樋管まわりから漏水がないか
- □巻き上げハンドルやゲートは作動するか

■生態系の保護

11

- □ため池の底干しをしているか
- □生息している生物を把握しているか

問農林水産課 農林土木係 担当:立川 ☎・お太助フォン 47-4022 월 42-1003

漏水時の料金減免制度ができました

漏水により多額となった水道料金の使用者負担を 軽減する減免制度ができました。

《対象》

・発見が困難な給水管の破損箇所からの漏水(地中 埋設部、床下、壁面内部など)

※指定給水装置工事事業者の証 明が必要です。

※漏水の発見が容易な場合や、 蛇口、給湯器などの給水用具 からの漏水、または不正な給 水工事により漏水した場合は 対象となりません。



問上下水道課 業務係 担当:竹内 ☎・お太助フォン 47-1203 월 47-1206

児童補聴器購入費助成事業 補助対象が拡充されました

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等 度難聴の児童に対して、補聴器購入費用の一部を支 給しています。 ※購入前に申請が必要です。

《対象》以下のすべてに該当する方

- ・市内に居住する18歳未満の方
- ・両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満の方(70) dB以上の方は障害者手帳の交付対象)
- ・聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象でない方 ※世帯の中に市民税所得割額46万円以上の方がいる 場合は対象外になります。

《補助金額》

購入金額と基準額を比較し少ない金額の2/3 ※100円未満切り捨て

《補助対象》

補聴器の購入または更新するための費用 ※原則、補聴器装用効果の高い側への片側装用

■拡充された補助対象

- ・修理(修理が必要な場合)
- ・成長や摩耗によるイヤーモールドの交換
- ・補聴補助システム単独購入 (購入から更新までの1回)
- ・デジタル補聴器の調整(補聴器の装用に専門的な 知識、技能が必要な場合)

問社会福祉課 障害者福祉係 担当:日野 ☎・お太助フォン 42-5615 월 42-2130



行政情報

平成31年4月から 不妊検査・一般不妊治療費助成事業を開始しました

市では、特定不妊治療(体外受精・顕微授精等)の 助成に加え、不妊検査・一般不妊治療費の助成事業を 開始しました。

《対象》

- ・夫、または妻のいずれか一方もしくは両方が、本市 に住所を有する方
- ・平成31年4月1日以降に夫婦が共に受けた検査、治 療で、広島県助成の承認を受けた方
- ・検査、治療開始時の妻の年齢が35歳未満の方
- ・夫婦ともに地方税等の滞納がない方

《助成要件》

以下のいずれかに該当する場合は、広島県助成決 定日から2か月以内に申請してください。

- ・検査、治療を終了した時(夫婦のいずれか遅い方)
- ・検査、治療の開始日から2年を経過した時
- ・自己負担額が10万円を超えている場合

《助成金額》

広島県助成の承認決定を除いた費用の1/2

※上限5万円、1回助成

実施医療機関

治療を実施している国内の医療機関

■対象となる検査・治療

不妊検査、一般不妊治療(タイミング法・人工授 精·薬物療法等)

《申請時必要書類等》

- ・不妊検査、一般不妊治療費助成申請書
- ・広島県不妊検査費等助成事業助成決定通知書の写し
- ・広島県不妊検査費等助成申請に係る証明書の写し
- ・医療機関、および院外処方の領収書の写し
- ・申請者名義の振込先口座を確認できるもの
- 印鑑
- ※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

間健康長寿課 健康推進係 担当:渡海 ☆・お太助フォン 42-5633 월 47-1282

児童手当の現況届を提出してください





児童養育家庭の生活の安定、児童の健全な成長を促す ことを目的として、児童を養育する父母などに支給する 手当。

《対象》

中学校卒業(15歳の誕生日後の最初の3月31日)ま での児童を養育している方

《支給月額》

| 年齢 | 児童手当 (所得制限未満) | 特例給付 (所得制限以上) | |
|-------------------------|------------------|------------------|--|
| 3歳未満 | 15,000円 | | |
| 3歳以上小学校修了前 (第1子·第2子) | 10,000円 | 5,000円 | |
| 3歳以上小学校修了前 (第3子以降) | 15,000円 | | |
| 中学生 | 10,000円 | | |

《所得制限限度額》

| 扶養親族等の数 | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 所得制限限度額 | 622万円 | 660万円 | 698万円 | 736万円 | 774万円 |

受給者の所得が所得制限限度額以上の場合は、児 童の年齢にかかわらず、児童一人あたりの手当月額が 一律5.000円となります。





毎年6月に児童手当を受けている方全員が提出し、6月 分以降の手当を引き続き受けることが可能かどうか確 認するためのもの。

■現況届に必要な添付書類

- ・年金加入証明書、または受給者本人の健康保険証 の写し
- ※その他必要に応じて提出していただく書類があり ます。該当者には、別途郵送します。

《提出期限》

6月28日(金)

問子育て支援課 児童福祉係 担当:中川 ☎・お太助フォン 47-1283 월 42-2130